

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

こうした中、令和7年11月5日の財政制度等審議会において、地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正が重要という旨の議論がされている。

地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という観点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと併せ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

＜具体的な要求内容＞

- (1) 都市の財源を狙い撃ちにした地方法人課税の不合理な見直し等は、地方分権に反するものである。地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

2 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

＜現状・課題＞

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている、いわば官製ネットショッピングともいえる現在の「ふるさと納税」は、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額2千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合3割以

下の地場産品に限定し、また、令和7年6月24日付総務省告示の改正により、指定基準の見直し等が行われたが、本質的な問題点は解消されていない。

大手EC事業者の仲介事業への参入等により、利用者の大幅な増加が見込まれており、「ふるさと納税」は制度創設時の趣旨から更にかけ離れ、今後、その問題点は一層深刻になる懸念がある。

＜具体的な要求内容＞

(1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などを早期に実現すること。

(2) マイナンバーカードの普及率が約8割まで拡大しているとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることを鑑み、「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

3 個人住民税利子割における税収帰属の在り方

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、金融機関等に対して適切な調査を実施し、議論の前提となる税収帰属の実態について正しく把握した上で検討を行うこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて対応すること。

また、正しく実態を把握した上で検討した結果、直ちに「住所地課税」を実現することが難しい場合においても、国として責任を持つて、実現時期の目途や検討体制など「住所地課税」の実現までの具体的な道筋を示すこと。

<現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ、「住所地課税」が原則となっているが、利子割は、預金者の住所地にかかわらず、金融機関の営業所等が所在する都道府県に納付することとされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、るべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、地方財政審議会の下に立ち上げられた「地方税制のあり方に関する検討会」は、令和7年7月、「道府県民税利子割に関する中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表し、以下の見直しの方向性が示された。

- まずは住所地課税の実現が検討されるべきだが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、直ちに実現することは困難
- 利子割の現状に早急に対応するため、るべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべき
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、利子等の発生源である預貯金との相関がある、住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる

「住所地課税」があるべき姿であるという点については、都も国と同一の認識であるが、中間整理では、「まずは住所地課税の実現が検討されるべき」としながら、住所地課税の実現に向けた道筋が示されていない。

また、早急な対応を必要とする根拠としている都の税収シェアは、令和4年度と令和5年度に上昇する一方、令和6年度には低下しており、今後のトレンドは不透明な状況である。

さらに、対象数が極めて少ないサンプル調査等に基づいて、あるべき税収帰属地との乖離が生じていると推測しており、十分に実態を把握しないまま拙速な見直しを進めようとしていると言わざるを得ない。

実態を踏まえないまま安易に清算制度を導入してしまえば、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがあることから、都は国に対して、実態を把握するため、まずは金融機関に対する調査の必要性を訴えてきたが、行われていない。

そこで都は、実態把握に向けた可能性を示すため、一部の金融機関に対し独自の照会を行ったところ、個人の住所地別預金残高における東京都のシェアについて回答を得られた。

税の帰属地を変更するという重大性に鑑み、安易に清算制度を導入するのではなく、本来あるべき「住所地課税」を実現していくためにも、国として責任をもって議論の前提となる金融機関等に対する適切な調査を実施し、正しく実態を把握した上で、見直しに向けた検討を行うことが必要である。都民・国民の税制度への信頼の確保につなげるためにも、個人住民税利子割に係る議論は、地方税の原則に沿ったあるべき姿の追求に努力を尽くすべきである。

加えて、中間整理では、「住所地課税」実現に向けた課題として金融機関等におけるシステム改修に係るコストや改修期間等を挙げているが、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて対応を検討すべきである。

＜具体的な要求内容＞

個人住民税利子割における税収帰属の在り方については、安易に清算制度の導入を結論付けるのではなく、金融機関等に対して適切な調査を実施し、議論の前提となる税収帰属の実態について正しく把握した上で検討を行うこと。

検討に当たっては、金融機関や自治体の負担軽減の観点はもとより、利子割に係る税務事務に限らず、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策などの視点も踏まえて、口座情報とマイナンバーの紐づけなどの対応策を検討すること。

また、正しく実態を把握した上で検討した結果、直ちに「住所地課税」を実現することが難しい場合においても、国として責任を持って、実現時期の目途や検討体制など「住所地課税」の実現までの具体的な道筋を示すこと。

なお、仮に、「住所地課税」実現までの間の一時的な対応策を検討する場合においても、預金等の金融資産とは直接関連のない所得データ等に基づく安易な清算制度の導入など、「住所地課税」という税収帰属の適正化に逆行するおそれがある提案は行わないこと。